

防府市地元企業優先発注に係る基本方針

令和2年11月5日策定

令和7年4月1日改訂

1 目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の循環型社会の構築を図るため、本基本方針を定め、関係法令を遵守し、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業への優先発注を推進する。

2 適用対象

本市が発注する次の各号に掲げるものを適用対象とする。

(1) 建設工事

建設業法第2条第1項に規定する建設工事

(2) 建設コンサルタント等業務委託

測量（測量法第3条に規定する測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。）、地質調査業務（地質調査業者登録規程第2条第1項に規定する地質調査業をいう。）及び補償関係コンサルタント業務（補償に関する物件及び権利の調査、事業関連調査、登記手続き等の業務をいう。）の委託

(3) 物品調達等

物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託（(2)を除く。）

(4) 小規模修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保容易であると認められる施設の修繕で、1件の予定価格が30万円未満のもの

3 業者の定義

業者区分	定義
市内業者	市内に主たる営業所を有する業者
準市内業者	市内に営業所を有し、かつ防府市で法人市民税が課税されている業者
市外業者	市内業者及び準市内業者に該当しない業者

4 実施期間

本基本方針の実施期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

5 業者の選定

業者は、建設工事等競争入札参加資格者名簿、物品調達等指名登録業者名簿及び小規模修繕契約希望者登録名簿に登録された者とし、次のとおり選定するものとする。ただし、特別な理由等により、登録された者で契約が履行できないと認められる場合はこの限りではない。

対象	要領
建設工事	1 地元企業優先発注 ・原則として、市内業者を選定する。 ・市内業者では履行等ができない又は市内業者だけでは競争性が確保できない場合に限り、業者の有する資格等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大する。 2 市内業者の育成 工事内容を勘案し、実績は求めないチャレンジ枠などを設定し、市内業者の育成に資する。 3 分離・分割発注の推進 地元企業への優先発注を推進する目的に鑑み、分離・分割発注に努める。 4 発注の平準化 市内業者が年間を通じた効率的な建設機械の活用や計画的な雇用が図れるよう、発注の平準化に努める。
建設コンサルタント等の業務委託	1 地元企業優先発注 ・原則として、市内業者を選定する。 ・市内業者に資格保有者がいない、市内業者では履行等ができない又は市内業者だけでは競争性が確保できない場合に限り、業者の有する資格等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大する。 2 分離・分割発注の推進 地元企業への優先発注を推進する目的に鑑み、分離・分割発注に努める。

物品調達等	1 地元企業優先発注 ・原則として、市内業者を選定する。 ・市内業者では調達、履行等ができない又は市内業者だけでは競争性が確保できない場合に限り、業者の有する資格等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の順に対象を拡大する。 2 分離・分割発注の推進 地元企業への優先発注を推進する目的に鑑み、分離・分割発注に努める。
小規模修繕	原則として、防府市小規模修繕契約希望者登録要綱により選定する。なお、建設工事等競争入札参加資格者名簿から選定する場合は、本表の建設工事に準ずるものとする。

6 選定する業者数等

防府市建設工事等業者選定指針、防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱等（以下「指針、要綱等」という。）による入札参加者数の規定については、本基本方針の目的に鑑み、実施期間の間は、地域経済の活性化を視野に置き、対応するものとする。

本基本方針の実施期間においては、別紙「指針、要綱等の読替え表」により指針、要綱等を読替えるものとする。

なお、防府市財務規則においては、第101条に指名競争入札の指名は「なるべく3者以上」とすること、同規則第105条に随意契約は「なるべく2者以上」とするよう規定されている。

7 検証と見直し

実施期間内において実績を検証・評価し、経済情勢を踏まえて指針、要綱等の見直しを行う。

8 事前協議

次の場合は、契約課に事前協議を行うこと。

- ・技術的難易度の高い工事又は業務などで市内業者又は準市内業者では資格保有者がいないとき
- ・発注する物品や業務委託内容の性質上、指名競争入札に参加する業者選定の判断に苦慮するとき

別紙「指針、要綱等の読替え表」

1 防府市建設工事等請負業者選定指針及び同事務要綱

	指 針	読替え
土木一式	すべて市内業者を選定する。	—
建築一式	すべて市内業者を選定する。	—
電気	原則、市内業者を選定する。 但し、設計金額が 700 万円以上は 準市内業者を加える。	市内優先 すべて市内業者を選定する。
管	原則、市内業者を選定する。 但し、設計金額が 300 万円以上 700 万円未満は、準市内業者を加 える。	市内優先 すべて市内業者を選定する。
造園	すべて市内業者を選定する。	—
舗装	原則、市内業者を選定する。 但し、設計金額が 500 万円以上は 準市内業者を加える。	市内優先 すべて市内業者を選定する。
とび・土工・コ ンクリート	すべて市内業者を選定する。	—
解体	すべて市内業者を選定する。	—
浚渫	原則、経営事項審査の平均完成工 事高のある市内業者を選定する。	チャレンジ枠 経営事項審査の平均完成工事高のあ るなしに関係なく、市内業者を選定 する。
建物の外壁改 修	原則、市内業者を選定する。 但し、設計金額が 3,000 万円以上 は準市内業者を加える。	市内優先 すべて市内業者を選定する。
塗装	すべて市内業者を選定する。	—
防水	原則、市内業者を選定する。 但し、設計金額が 500 万円以上 1,000 万円未満は準市内業者を加え る。	市内優先 すべて市内業者を選定する。

建具	原則、市内業者を選定する。 但し、設計金額が 1,000 万円以上は準市内業者又は近隣の市外業者を加える。	市内優先 すべて市内業者を選定する。												
機械器具設置	経営事項審査の総合評点値、施工実績により市内業者、準市内業者及び市外業者を選定する。	チャレンジ枠 原則、経営事項審査の総合評点値、施工実績により選定する。 但し、市内業者については、総合評点値、施工実績に関係なく選定する。												
建設コンサルタント等	有資格業者の中から選定する。 なお、選定順序は原則として次のとおりとする。 ① 市内業者 ② 準市内業者で契約締結権があり、かつ技術者を 2 人以上配置する業者 ③ 前記②以外の準市内業者 ④ 市外業者	—												
<事務要綱>														
<table> <tr> <th>設計金額</th><th>要 綱</th><th>読替え</th></tr> <tr> <td>100 万円未満</td><td>3 者以上を選定</td><td rowspan="4"> 市内優先 3 者以上を選定 </td></tr> <tr> <td>100 万円以上 500 万円未満</td><td>5 者以上を選定</td></tr> <tr> <td>500 万円以上 3,000 万円未満</td><td>6 者以上を選定</td></tr> <tr> <td>3,000 万円以上</td><td>10 者以上を選定</td></tr> </table>			設計金額	要 綱	読替え	100 万円未満	3 者以上を選定	市内優先 3 者以上を選定	100 万円以上 500 万円未満	5 者以上を選定	500 万円以上 3,000 万円未満	6 者以上を選定	3,000 万円以上	10 者以上を選定
設計金額	要 綱	読替え												
100 万円未満	3 者以上を選定	市内優先 3 者以上を選定												
100 万円以上 500 万円未満	5 者以上を選定													
500 万円以上 3,000 万円未満	6 者以上を選定													
3,000 万円以上	10 者以上を選定													

2 防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱

	予定価格	要 綱	読替え
第13条第1項の規定	80万円以下のもの	3者以上を選定	市内優先 3者以上を選定
	80万円を超え150万円以下のもの	5者以上を選定	
	150万円を超え500万円以下のもの	6者以上を選定	
	500万円を超えるもの	7者以上を選定	
第13条第2項の規定（市内業者のみの場合）	80万円を超え150万円以下のもの	3者以上を選定	
	150万円を超え500万円以下のもの	4者以上を選定	
	500万円を超えるもの	5者以上を選定	

※ 物品調達等とは、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに工事を伴わない業務委託をいう。